

身分証の紛失

本人申告制度の活用を

(2017年5月2日掲載原稿)

5月に入り新しい生活にも慣れてきたころだと思います。社会人になり、運転免許証や健康保険証、クレジットカード等を自身で管理するようになった方もいるのではないのでしょうか。

消費生活センターには時折、「身分証を入れていた財布を紛失した。警察には紛失届を出したが、誰かが保険証などを悪用して、消費者金融で借入れをされたり、クレジットを利用して商品を購入されたりするのではないかと不安だ」という相談が寄せられます。

身分証を紛失した場合、まずは最寄りの警察署と発行元に紛失届を出しましょう。届け出によって、万が一悪用された場合に本人の利用ではないことを示すことができます。

また、クレジットカードを紛失した場合は、すぐにカード発行会社に連絡をして、利用停止の手続きをとることが重要です。クレジット会社の多くは、紛失や盗難の対応を24時間受け付けています。気付いた時点で、すぐに連絡しましょう。

なお、消費生活センターでは、このような相談を受けた場合に被害を防ぐ方法の一つとして、個人信用情報機関が設けている「本人申告制度」について情報提供しています。

信用情報とは、個人のクレジット、ローンの契約内容や支払い状況に関する情報のことで、信用情報機関は、加盟会社であるクレジット会社などからこの信用情報を収集・管理しています。

クレジット会社は、与信審査を行う際に、信用情報を照会し審査の判断材料とします。信用情報機関に、紛失等の事実を申告し、登録することにより、名義の悪用や不正利用を未然に防止する効果が期待されます。

紛失に気付いたら、すぐに対応することが大切ですが、もし身に覚えのない請求があった場合は、消費生活センターに相談してください。